

「宮崎市宿泊税条例(案)」及び 「宮崎市宿泊税基金条例(案)」の骨子について

令和7年4月
観光商工部観光戦略課

- 1 宿泊税導入の目的
- 2 これまでの検討の経緯
- 3 宮崎市宿泊税検討委員会報告書の概要
- 4 宮崎市宿泊税条例(案)の骨子
- 5 宮崎市宿泊税基金条例(案)の骨子
- 6 今後のスケジュール(案)

1 宿泊税導入の目的

背景

日本国内の人口減少が進み、地域の経済活動が縮小する中、観光は、地域活性化、雇用機会の増大など大きな経済波及効果が期待される。近年、インバウンドも全国的に増加傾向にあるが、宮崎県への訪問率は伸び悩んでいる。

そのため、インバウンドも含めた多様化する観光客のニーズを適切に捉え、観光客が快適に過ごせるような観光まちづくりに資する施策を展開する重要性が高まっている。

目的

観光地として魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実や観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進活動など、観光振興施策を展開させるための法定外目的税として、宿泊税を導入する。

2 これまでの検討の経緯

宮崎市宿泊税検討委員会の開催状況

開催回	開催日時	場所	議事
第1回	令和6年5月7日(火) 15時40分～17時15分	宮崎市本庁舎 4階 特別会議室	意見交換、論点整理 検討スケジュール
第2回	令和6年6月25日(火) 13時00分～14時30分	宮崎市教育情報研修センター 3階 中研修室	先行都市から招聘、意見交換
第3回	令和6年8月7日(水) 14時00分～16時00分	宮崎市保健所 1階 研修室A	宿泊税の使途 課税要件 その他
第4回	令和6年9月25日(水) 14時00分～16時00分	宮崎市教育情報研修センター 3階 中研修室	
第5回	令和6年11月14日(木) 13時00分～14時30分	宮崎市役所 2階 全員協議会室	まとめ
市長 報告会	令和6年12月20日(金) 13時10分～13時40分	宮崎市本庁舎 4階 特別会議室	

市長報告会后、提出された宮崎市宿泊税検討委員会報告書の考え方を基本として、本市の制度方針となる宮崎市宿泊税条例骨子案を作成した。

3 宮崎市宿泊税検討委員会報告書の概要

1 宿泊税導入目的

観光は、地域活性化、雇用機会の増大など大きな経済波及効果が期待されるため、多様化する観光客のニーズを適切に捉え、観光客が快適に過ごせるような観光まちづくりに資する施策を展開していく必要がある。

そして、観光振興施策の展開により、宮崎市への税収増をもたらす、その財源をさらなる観光振興の財源として再投資するという地域経済の好循環を生む仕組みづくりが期待される。

宮崎市の魅力を高め、来訪客の受入れ環境の向上につながる積極的な観光施策を展開するため、安定的な財源の確保について検討する必要がある。

2 宿泊税の使途

「宿泊税は観光振興に資する取組に活用する」

分類	主な取組（案）
受入環境の整備、充実	・観光客等の滞在時間を充実させ、満足度向上を図るため、施設や環境の整備、充実を行う。 ・観光振興に関係する事業の中で、やりたくてもできなかった事業を行う。
観光資源の磨き上げ	・宮崎らしさや宮崎ならではのものを引き出すとともに、宮崎観光の弱みを克服し、スポーツ・食・自然といった宮崎の強みの魅力を高める。
国内外へのプロモーション	・観光客のニーズを適切に捉え、国内の観光客だけでなくインバウンドも対象にした情報発信を行う。

- ・受益と負担の関係性が納税者（宿泊者）にとって明確で、広く公表する必要がある。
- ・宿泊税を単純に既存財源に振り替えることはせず、新規事業及び既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続に資する事業に使う。
- ・使途についてチェックする機能を設ける。

3 課税要件等

検討委員会から示された意見は次のとおりである。この報告書を基本とし、今後、さらに内容を精査して決定する。

項目	課税要件等の基本的な考え方
課税客体（納税義務者）	・課税客体：宿泊施設への宿泊行為 ・課税標準：宿泊施設への宿泊数 ・納税義務者：宿泊施設への宿泊者
徴収方法	・徴収方法：特別徴収 ・特別徴収義務者：宿泊事業者等
税率（税額）	・税率は定額とし、現時点では200円が妥当である。
免税点	・免税点は設けない。
課税免除	・課税免除は設けない。
特別徴収交付金等	・事務支援金は必要である。 ・特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊税の徴収を実施する際に想定される導入コストについて、一定の配慮が必要である。
課税期間（見直し期間）	・制度導入後は、社会情勢の急激な変化に対応するため、時代に見合った見直しがされることを期待する。

4 おわりに（提言）

- ① 使途の透明性の確保を図り、説明し続ける必要がある。
- ② 議論の内容を丁寧に精査した上で宿泊税の使途・制度を決定すること。
- ③ 導入後も引き続き観光振興の効果について検証を行うこと。
社会情勢や宮崎市の観光を取り巻く状況、幅広い関係者の意見等を踏まえ、見直し等の必要な措置を講ずること。
- ④ 事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるよう検討していくこと。

4 宮崎市宿泊税条例(案)の骨子について①

見出し	条文概要
第1条 宿泊税	市は、観光地として魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実や観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進活動など、観光振興施策を展開させるための費用に充てるため、宿泊税を課する。
第2条 定義	「旅館業、住宅宿泊事業、宿泊施設、宿泊、宿泊料金」の各用語を定義
第3条 納税義務者等	本市の宿泊施設の宿泊者に対して課税する。
第4条 税率	宿泊者1人1泊につき200円とする。
第5条 徴収の方法	特別徴収の方法による。
第6条 特別徴収義務者	旅館業等を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者が宿泊税を徴収。
第7条 特別徴収義務者の申告等	(1)旅館業等を営もうとする者の申告 規則で定める事項が記載された申告書に証明書類を添付して提出 (2)～(5)移動、営業休止、再開、廃止の届出
第8条 納税管理人	(1)特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合は、納税管理人を定め、市長に申告し承認を受けなければならない、変更する場合も同様である。 (2)(1)の者は、宿泊税の徴収の確保に支障がないことの認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

4 宮崎市宿泊税条例(案)の骨子について②

見出し	条文概要
第9条 納税管理人に係る 不申告に関する過料	10万円以下の過料を科し、納期限は発布の日から10日以内とする。
第10条 減免	天災その他特別の事情がある場合で、減免を必要とすると認める者。
第11条 申告納入	毎月末日までに、前月の1日から末日までの分の納入申告書を提出し、納入金を納入しなければならない。(一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入も可)
第12条 不足金額等の納入の手続	特定の規定に基づく納入の告知を受けた場合は、加算金を納付しなければならない。
第13条 徴収不能額等の還付又は 納入義務の免除	天災等により徴収又は納入不能となった場合に、還付・納入義務の免除ができる。
第14条 特別徴収義務者に係る 帳簿の記載義務等	【帳簿】 ・記載事項: 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、宿泊税額等 ・保存期間: 納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間
第15条 間接地方税及び夜間執行 の制限を受けない地方税	宿泊税は法定外目的税とする。

4 宮崎市宿泊税条例(案)の骨子について③

見出し	条文概要
第16条 宮崎市行政手続条例の適用除外	賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導に係る同条例の規定の適用については、市税条例の例による。
第17条 市税条例の適用	賦課徴収については、法令又はこの条例及び市税条例の定めるところによる。
第18条 使途の公表	市長は、毎年度宿泊税の使途及びその内容を公表するものとする。
第19条 委任	この条例の施行について必要な事項は市長が定める。
第20条 帳簿の記載義務違反等に関する罪	下記のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 ・帳簿：正当な理由なく記載しない、虚偽の記載をする、隠匿をする ・宿泊に係る書類：正当な理由なく作成しない、虚偽の作成をする、隠匿する ・帳簿を規定の期間保存しない ・違反行為をした場合は、行為者を罰し、法人又は人に罰金刑を科する
附則	(1)施行期日：規則で定める日から施行。(3)～(5)は公布日から施行。 (2)適用区分：条例施行の日以後の宿泊について適用 (3)経過措置：旅館業等を営み、営もうとする者は、施行日の前日までに証明書類が必要 (4)(3)で申告した事項に異動があった場合は、申告しなければならない。 (5)準備行為：指定納税管理人の承認等の行為は、施行日前も行うことができる。 (6)検討：施行後3年を経過した場合に、社会情勢等の変化等を勘案し所要の措置を講じ、その後は5年ごとに同様の検討を行う。

5 宮崎市宿泊税基金条例(案)の骨子について

宿泊税の収入を安定的に確保することで、災害等の緊急時においても観光振興に係る事業に対して迅速に対応できる予算を確保するとともに、長期的な計画に基づいて観光振興施策を実行することができるよう、宮崎市宿泊税基金を設置します。

見出し	条文概要
第1条 設置	市は、観光地として魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実や観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進活動など、観光振興施策を展開させるための費用に充てる。
第2条 積立て	基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。
第3条 費消	第1条の目的を達成するために全部または一部を費消する。
第4条 管理	金融機関の預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。
第5条 運用基金の処理	基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入予算に計上してこの基金に編入する。
第6条 繰替運用	市長は、財政上の必要に応じて、確実な繰戻し方法などを定めた上で、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用できる。
第7条 委任	条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が定める。

5 宿泊税導入までの流れ(案)

宿泊税開始

⑥周知

- ◆制度、実務に関する詳細説明会
- ◆制度、実務に関する詳細説明(随時)

⑤議会

- 宿泊税に係る補正予算提出②

④総務省申請

③議会

②パブリック
コメント

- ◆意見募集

- 宿泊税条例案、宿泊税基金条例案制度詳細の報告
- 宿泊税条例案、宿泊税基金条例案上程
- 宿泊税に係る補正予算提出①

①事前説明

- ◆ホテル旅館組合関係者へ説明
- ◆宿泊事業者に対して、アンケートの御礼と、宿泊税の説明文書を送付